毎週月.水.金曜日発行

第4754号

告示	
○救急病院の認定	1
○道路の区域変更	$\stackrel{-}{2}$
○道路の供用開始	3
○木流川水系木流川に係る洪水浸水想定区域等の指定	4
○都市計画の変更	
○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出	7
公告	
○開発行為の工事完了	8
○富山県警察文書管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施	

示 vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

富山県告示第76号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救 急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。 令和3年2月26日

> 富山県知事新 八 朗 田

名称	所 在 地	開 設 者	認定有効期間
杉野脳神経外	富山市千石町六丁目3	医療法人社団	自 令和3年3月1日
科病院	番7号	スバル	至 令和6年2月29日
桜井病院	富山市堀30番地	医療法人社団	自 令和3年4月1日
(安开)的元	苗山川畑30街地	双星会	至 令和6年3月31日
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	黒部市	自 令和3年3月31日
赤	赤部川二口川1100番地1	山(따 然	至 令和6年3月30日

公立南砺中央	南砺市梅野2007番地 5	南砺市	自	令和3年4月1日
病院			至	令和6年3月31日

富山県告示第77号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月26日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	変更前後別記号	敷地の幅員	延 長メートル	縦覧場所
主要地方道	富山市八尾町小長谷字石 坂6番14から	変更前	最大 33.6 最小 30.5	11.6	富山土木
富山八尾線	富山市八尾町小長谷字石 坂6番14まで	変更後	最大 34.4 最小 31.3	11.6	センター
国道	射水市青井谷61番8から	変更前	最大 13.8 最小 5.6	280. 2	高岡土木
472号	射水市青井谷1678番3まで	変更後	最大 21.2 最小 11.0	280. 2	センター
主要地方道新湊庄川線	射水市下条2208番から 射水市島1315番3まで	変更前	最大 18.5 最小 9.9	313.0	高岡土木 センター

	射水市下条2209番2から 射水市島1315番3まで	変更後	最大 19.5 最小 16.7	313. 0	
県道	射水市青井谷1679番3から 射水市青井谷 735番まで	変更前	最大 10.8 最小 7.0	205. 6	高岡土木
小杉吉谷線	射水市青井谷1679番3から 射水市青井谷 744番2ま で	変更後	最大 21.6 最小 11.6	199. 1	センター
主要地方道	砺波市杉木字大河原1693 番2から	変更前	最大 21.7 最小 10.8	100.0	砺波土木
高岡砺波線	砺波市杉木二丁目 212番まで	変更後	最大 22.4 最小 10.8	100.0	センター
県道	南砺市舘 509番から	変更前	最大 20.0 最小 6.5	803.7	砺波土木
才川七法林 寺線	南砺市竹内 156番まで	変更後	最大 19.6 最小 11.0	806. 1	センター

富山県告示第78号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月26日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道富山八尾線	富山市八尾町小長谷字石坂6番14から 富山市八尾町小長谷字石坂6番14まで	令和3年2月26日	富山土木センター
県道 小杉吉谷線	射水市青井谷1679番3から 射水市青井谷 744番2まで	令和3年2月26日	高岡土木 センター
十川上沙井丰	南砺市竹内 214番2地先から 南砺市竹内 276番まで	令和3年2月26日	砺波土木 センター

富山県告示第79号

木流川水系木流川に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第1項及び第2項の規定により、木流川水系木流川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県新川土木 センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、令和元年6月14日付け富山県告示第285号のうち、木流川水系木流川は、 廃止する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第80号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条

第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項におい て準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用 する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に 供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 氷見都市計画道路

(名称) 3・4・3号 環状南線

3・4・4号 朝日丘稲積線

3・5・15号 中伊勢村上線

都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

氷見市中央町、比美町、加納、諏訪野、栄町、稲積、朝日丘、朝日本町、 幸町、北大町、丸の内の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

氷見市建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第81号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条 第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項におい て準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用 する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に 供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・4・443号 中田南北線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

高岡市中田、中田字移田野及び中田字木村の各一部 ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第82号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・3・102号 富山高岡8号バイパス線

3・4・219号 北代線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分

富山市金山新字天惣割、金山新南、八ヶ山字向田、八町東、八町中、北代字 江先、大塚字法京、大塚字観音堂、本郷北部、本郷字海老塚及び本郷字天笠坪 の各一部

(2) 変更した部分

富山市金泉寺、三上字前田割、三上字石橋割、小西、小西字八東苅割、小西字上穴田割、新屋字合田割、飯野字向梅子割、豊田本町三丁目、下冨居一丁目字勝膳割、豊田町二丁目、豊田町二丁目字前田割、豊田本町二丁目、豊田町一丁目、栗島町一丁目字畠田割、栗島町一丁目字内四百歩、栗島町一丁目字外四百歩割、栗島町一丁目字中半反東割、栗島町一丁目字中半田割、中島一丁目字流田割、中島一丁目字三百割、中島一丁目字外幅割、中島一丁目字立割、上野新町、金山新東、金山新中、宮尾、田尻東、田尻南、田尻西、寺島、八ヶ山、八町南、八町、北代北部、北代中部、高木東、大塚東、大塚西、大塚南、高木西、本郷東部、本郷中部、本郷西部及び射水市白石の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県十木部都市計画課

富山市活力都市創造部都市計画課

射水市都市整備部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第83号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立	病院又は診療所において担当す	1 口 ラタリロリッンハビ 1 ッ゚	
名称	所在地	担ヨ 9 へさ 日立 支援医療の種類	べき医療の種類	年月日	
真生会富山病院	射水市下若89番 地10	育成医療、 更生医療	眼科に関する医 療	令和3年3月31日	

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に	公	共	施	設	開発許可を受けた者			者
含まれる地域の名称	位置・▷	区域	種	類	住	所	氏	名
黒部市宇奈月町栃屋117番 外8筆、113番の一部、184 番の一部、198番の一部、 199番の一部、203番の一 部及び206番の一部		左	道公下	路園水道	東京都中央四丁目2番		株式会社	土グロ アル

富山県警察文書管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察文書管理システム開発業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。

令和3年2月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量 富山県警察文書管理システム開発業務委託 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託業務の実施場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令 和2年富山県告示第 159号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富 山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載さ れている者であること。
 - (3) 富山県内に事業所を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に求められる義務
 - (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類(以下「応 札仕様書等」という。)を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ 提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求めら れた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限 令和3年4月7日 午後5時15分
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ 先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部警務部情報管理課電算運用開発係 電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和3年2月26日から同年3月31日までの間(日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場 所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限 令和3年4月20日 午前10時
- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便(郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とす ること。)

- 5 開札の日時、場所等
 - (1) 開札日時 令和3年4月20日 午前10時
 - (2) 開札場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部9階901会議室
 - (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、 開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機 関に届け出るものとする。
- 6 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の した入札
 - (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法
 - (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。
 - (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び 入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入 札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用す る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約 締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことが ある。

11 Summary

(1) Contract detail:

Outsourcing construction of 'Toyama Prefectural Police Document management system'

1 set

- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on April 20, 2021
- (3) Contact point for notification:

Information Management Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

12

Phonenumber: 076-441-2211

Щ